

発議第5号

別紙のとおり国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の廃止を求める意見書を提出するものとする。

平成25年3月18日提出

発議者 三島市議会全議員

国民健康保険に係る国庫負担金の減額算定措置の廃止を求める意見書
(案)

我が国の合計特殊出生率は年々低下し、少子化の進行は、人口減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となり、医療面ではすべての都道府県において単独事業として、医療費の一部負担を免除する乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

その中で、今、解決を待たれている問題として、国民健康保険に係る国庫負担金のうち療養給付費等負担金及び普通調整交付金の減額算定措置の規定がある。この規定により、乳幼児医療費助成制度を含む福祉医療制度に現物給付方式を採用する地方公共団体は、国民健康保険に係る国庫負担金の減額を余儀なくされ、財政運営上の支障となっている。これは政府が推進する少子化対策に大きく矛盾する措置である。

よって、政府においては、乳幼児・児童医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額算定措置を廃止されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月18日

三 島 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣